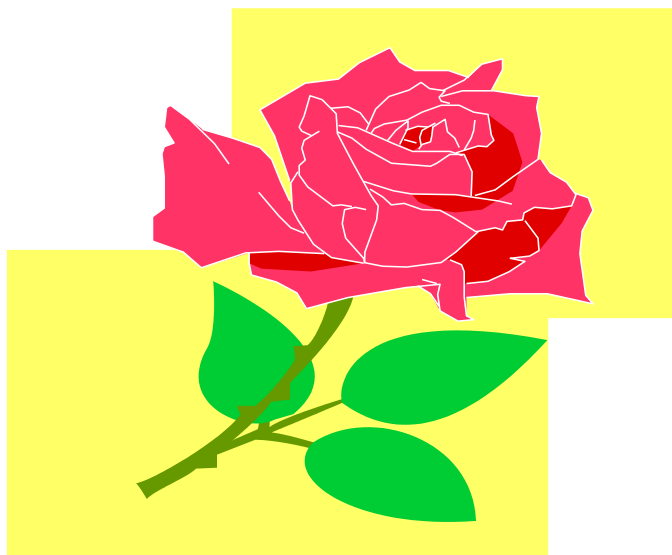


議会月報

令和 7 年
— 1・2月号 —
(合併号)



市の花 ばら

No.512

前橋市議会事務局

令和 7 年 1 ・ 2 月号 目 次

■ 議 会 の う ご き	2
1 月 臨 時 会	2
市議会議員選挙結果	6
新議員初顔合わせ会	10
議 会 運 営 委 員 会	16
議 会 運 営 協 議 会	18
各 派 代 表 者 会 議	22
■ 議 長 会	35
■ 口 び	37
会 派 結 成	37
1 ・ 2 月 の 日 誌	38
図 書 室 だ よ り	38

■ 議 会 の う ご き

— 臨 時 会 —

◇ 1月14日（火）

市長提出議案の上程、委員会付託省略、表決

令和7年1月臨時会は、1月14日午前11時に招集され、笠原議長の宣言により開会した。

事務局長から諸般の報告が行われた後、会期を1日と決め、会議録署名議員に小林、長谷川、阿部各議員を指名した。

次に、議案第1号「令和6年度前橋市一般会計補正予算」以下11件の議案が上程され、所管部長から提案理由の説明があり、委員会付託が省略された。

表決の結果、議案第1号から第11号まで、以上11件は賛成全員で原案のとおり可決され、午前11時13分に令和7年1月臨時会は閉会した。

議事日程第 1 号

1 月臨時会

令和 7 年 1 月 1 4 日 (火)

午前 1 1 時開議

第 1 会期の決定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 市長提出議案の上程

- 議案第 1 号 令和 6 年度前橋市一般会計補正予算
- 議案第 2 号 令和 6 年度前橋市国民健康保険特別会計補正予算
- 議案第 3 号 令和 6 年度前橋市後期高齢者医療特別会計補正予算
- 議案第 4 号 令和 6 年度前橋市競輪特別会計補正予算
- 議案第 5 号 令和 6 年度前橋市介護保険特別会計補正予算
- 議案第 6 号 令和 6 年度前橋市水道事業会計補正予算
- 議案第 7 号 令和 6 年度前橋市下水道事業会計補正予算
- 議案第 8 号 令和 6 年度前橋市農業集落排水事業会計補正予算
- 議案第 9 号 前橋市一般職の職員の給与に関する条例及び前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正について
- 議案第 1 0 号 前橋市特別職の職員の給与に関する条例及び前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について
- 議案第 1 1 号 前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正について

(以上 1 1 件一括上程・説明、質疑、討論、表決)

令和 7 年 1 月臨時会

表 決 調 べ

(議案第 1 号から第 1 1 号まで)

令和 7 年 1 月 1 4 日

表決 順序	議 案 番 号	摘 要
1	第 1 号から第 1 1 号まで (以上 1 1 件)	全 員 賛 成

◇ 会 議 結 果

令和 7 年 1 月臨時会

1 開 会 令和 7 年 1 月 1 4 日

2 閉 会 令和 7 年 1 月 1 4 日

3 会 期 1 日間

4 会議時間

1 月 1 4 日 午前 1 0 時 5 9 分から午前 1 1 時 1 3 分まで

5 出席議員

第 1 日（1 月 1 4 日） 出席 3 8 人 欠席 0 人

6 会議状況

件 名	議決年月日	議決の結果
○会期の決定 1 月 1 4 日（火）	7. 1. 14	1 日間
○会議録署名議員の指名	7. 1. 14	小林 久子 長谷川 薫 阿部 忠幸
○市長提出議案の上程		
議案第 1 号 令和 6 年度前橋市一般会計補正予算	7. 1. 14	可 決
議案第 2 号 令和 6 年度前橋市国民健康保険特別会計補正予算	〃	〃
議案第 3 号 令和 6 年度前橋市後期高齢者医療特別会計補正予算	〃	〃
議案第 4 号 令和 6 年度前橋市競輪特別会計補正予算	〃	〃
議案第 5 号 令和 6 年度前橋市介護保険特別会計補正予算	〃	〃
議案第 6 号 令和 6 年度前橋市水道事業会計補正予算	〃	〃
議案第 7 号 令和 6 年度前橋市下水道事業会計補正予算	〃	〃
議案第 8 号 令和 6 年度前橋市農業集落排水事業会計補正予算	〃	〃
議案第 9 号 前橋市一般職の職員の給与に関する条例及び前橋市一般職の 任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正について	〃	〃
議案第 10 号 前橋市特別職の職員の給与に関する条例及び前橋市議会の議 員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について	〃	〃
議案第 11 号 前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の 改正について	〃	〃

◇ 市議会議員選挙結果

令和7年2月22日の任期満了に伴う前橋市議会議員選挙は、2月2日に告示され、2月9日に投票が行われた。即日開票の結果、次のとおり当選者が決定した。

当 選 議 員 一 覧 表 （ 5 0 音 順 ）

(令和7年2月9日現在)

番号	氏 名	住 所	年 齢
1	阿久澤 萌	滝窪町1021-4	30
2	明 野 康 剛	天川大島町61-2	43
3	新 井 美 加	元総社町2274	61
4	石 塚 武	総社町二丁目8-21	62
5	市 村 均 光	二之宮町1308-3	39
6	入 澤 繭 子	文京町一丁目52-6	50
7	大 澤 智 之	下細井町610-9	50
8	小川 真太郎	城東町四丁目20-7	50
9	小曾根 英 明	大手町二丁目17-17	66
10	小 渕 一 明	東片貝町425-7	58
11	金 井 清 一	上泉町1312	60
12	岸 川 知 己	昭和町一丁目16-9	38
13	木 部 秀 人	元総社町二丁目26-33	59
14	窪 田 出	文京町三丁目26-9	56
15	小 林 久 子	樋越町501-10	68
16	近 藤 登	富士見町皆沢204-1	62
17	近 藤 好 枝	鼻毛石町1582-11	68
18	佐 藤 祥 平	朝倉町一丁目39-4	38
19	下 田 一 成	富士見町時沢499-1	53
20	須 賀 博 史	敷島町240-69	53
21	高 橋 照 代	下大屋町285-3	53
22	堤 波志芽	紅雲町二丁目10-15	41
23	角 田 修 一	箱田町596-1	58
24	富 田 公 隆	二之宮町1068	54
25	中 里 武	緑が丘町12-3	66
26	中 林 章	横手町247	62
27	林 幸 一	南町二丁目49-8	66
28	林 倫 史	荒牧町四丁目23-6	39
29	藤 江 彰	上大島町176-56	63

番号	氏 名	住 所	年 齢
3 0	間仁田 諭	清野町 3 1 1－5	4 5
3 1	水 野 芳 宣	総社町総社 1 2 4 7－7	4 3
3 2	三 森 和 也	下川町 6 3－6	5 7
3 3	宮 崎 裕紀子	紅雲町二丁目 1 4－1	4 5
3 4	山 田 秀 明	東大室町 1 3 3 5	3 9
3 5	横 山 勝 彦	下細井町 4 0 1－1	7 8
3 6	吉 田 直 弘	箱田町 1 6 6－2 8	4 6
3 7	吉 田 博 昭	下細井町 5 9 0－6	4 0
3 8	吉 原 大 輔	荒牧町三丁目 4－1 5 Ⅱ 3 0 3	5 0

開 票 結 果

(届 出 順)

候 補 者 名	得 票 数
高 橋 照 代	2,911
藤 江 彰	2,390
明 野 康 剛	2,429
小 林 久 子	2,343
野 田 一 真	813
石 塚 武	2,955
吉 田 博 昭	1,716
三 森 和 也	2,684
小 渕 一 明	2,294
間仁田 諭	2,431
富 田 公 隆	3,026
中 里 武	2,643
石 崎 貴 光	1,110
須 賀 博 史	1,941
近 藤 登	2,376
大 澤 智 之	1,961
角 田 修 一	5,174
新 井 美 加	2,734
佐 藤 祥 平	2,335
岡 田 修 一	1,306
宇田川 泰 彦	464
木 部 秀 人	1,588
小 川 栄 治	833
市 村 均 光	2,084
前 原 健 一	843
小 川 真太郎	2,402
林 幸 一	2,819
横 山 勝 彦	2,048
山 田 秀 明	1,863
近 藤 好 枝	2,831

候 補 者 名	得 票 数
吉 田 直 弘	1,756
金 井 清 一	2,461
児 玉 春 房	813
堤 波志芽	2,273
宮崎 裕紀子	3,153
下 田 一 成	1,886
新 倉 淳 一	1,146
林 倫 史	1,516
窪 田 出	1,915
中 林 章	3,139
水 野 房 宣	1,651
入 澤 繭 子	3,113
阿久澤 萌	7,350
岸 川 知 己	2,341
嶋 村 三 城	746
吉 原 大 輔	1,908
生 方 誠 二	760
小曾根 英明	1,871
高野 福久平	154
後 藤 愛 蔵	133

—— 新 議 員 初 顔 合 わ せ 会 ——

改選後の新議員初顔合わせ会は、２月２５日（火）午前１０時から議場で行われた。

開会后直ちに市長以下特別職の自己紹介が行われ、続いて副市長、教育長、公営企業管理者から幹部職員（部長級）の紹介が行われた。

次に、初顔合わせ会席次表に基づき、阿久澤議員より順次、議員の自己紹介があり、市長挨拶、議員代表挨拶（年長の横山議員）があった。続いて、連絡事項として市長から市議会の招集予定等について、総務部長から令和７年４月１日付け組織機構改革について、財務部長から令和７年度予算案の概要について、未来創造部長から第七次前橋市総合計画２０２５年度改訂版（案）について説明があり、最後に議会事務局長から議会事務局からの連絡事項について説明があり、閉会した。

初顔合わせ会終了後、各会派から会派結成届が提出され、午後０時５９分から各派代表者会議、続いて午後１時３６分から議会運営協議会が開催された。

また、午後２時から初当選議員に対して事務局職員の紹介及び総務関係、議事関係の概要説明が行われた。

初 顔 合 わ せ 会 次 第

令和７年２月２５日（火）
午前１０時開会〔議場〕

- １ 開会
- ２ 特別職の自己紹介
- ３ 幹部職員の紹介
 - （１）市長部局等
 - （２）教育委員会関係
 - （３）水道局関係
- ４ 議員の自己紹介
- ５ 市長あいさつ
- ６ 議員代表あいさつ
- ７ 連絡事項
 - （１）市議会の招集予定等について
 - （２）令和７年４月１日付け組織機構改革について
 - （３）令和７年度予算案の概要について
 - （４）第七次前橋市総合計画２０２５年度改訂版（案）について
 - （５）議会事務局からの連絡事項について
- ８ 閉会

初顔合わせ会 席次表

令和7年2月25日(火) 午前10時～

中 林 章 幸	林 幸 一	林 倫 史	藤 江 彰 彰
26	27	28	29

間仁田 諭	水 野 芳 宣	三 森 和 也	宮 崎 裕紀子	山 田 秀 明
30	31	32	33	34

横 山 勝 彦	吉 田 直 弘	吉 田 博 昭	吉 原 大 輔
35	36	37	38

木 部 秀 人	窪 田 出	小 林 久 子	近 藤 登
13	14	15	16

近 藤 好 枝	佐 藤 祥 平	下 田 一 成	須 賀 博 史	高 橋 照 代
17	18	19	20	21

堤 波志芽	角 田 修 一	富 田 公 隆	中 里 武
22	23	24	25

阿久澤 萌	明 野 康 剛	新 井 美 加	石 塚 武
1	2	3	4

市 村 均 光	入 澤 繭 子	大 澤 智 之	小 川 真 太 郎
5	6	7	8

小曾根 英 明	小 渕 一 明	金 井 清 一	岸 川 知 己
9	10	11	12

質問席

演 壇

産 業 経 済 部 長	環 境 部 長	文 化 スポーツ 観光部 長	市 民 部 長	公 営 企 業 管 理 者	教 育 長

市 長	副市長		総 務 部 長	未 来 創 造 部 長	財 務 部 長

建 設 部 長	都 計 画 部 長	市 農 政 部 長	指 導 次 長	教 育 次 長

秘 書 広 報 課 長	福 祉 部 長	こ ども 未 来 部 長	健 康 部 長	デジタ ル 政 策 担 当 部 長

	常 勤 監 査 委 員	会 計 管 理 者	消 防 局 長	水 道 局 長

--

議 会 事 務 局 長	総 務 課 長	議 事 課 長	議 事 係 員	議 事 係 員

秘 書 係 長	秘 書 広 報 課 係 員	総 務 調 査 係 長
------------	---------------------	-------------------

入 口

第 1 表 各会計予算計上額一覧表

(単位 千円)

会 計 名		令和 7 年度 計 上 額	令和 6 年度 予 算 額	比 較 増 減	伸び率%
一 般 会 計		157,836,036	152,511,803	5,324,233	3.5
特 別 会 計	国 民 健 康 保 険 特 別 会 計	33,361,316	31,427,721	1,933,595	6.2
	後 期 高 齢 者 医 療 特 別 会 計	5,969,173	5,744,918	224,255	3.9
	競 輪 特 別 会 計	30,832,337	29,584,304	1,248,033	4.2
	介 護 保 険 特 別 会 計	36,095,705	35,069,913	1,025,792	2.9
	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 金 特 別 会 計	49,837	56,994	△ 7,157	△ 12.6
	新 工 ネ ル ギ 一 発 電 事 業 特 別 会 計	132,444	133,530	△ 1,086	△ 0.8
	用 地 先 行 取 得 事 業 特 別 会 計	10,100	10,100	0	0.0
	産 業 立 地 推 進 事 業 特 別 会 計	744,687	1,105,133	△ 360,446	△ 32.6
	小 計	107,195,599	103,132,613	4,062,986	3.9
企 業 会 計	水 道 事 業 会 計	11,760,101	11,763,219	△ 3,118	△ 0.0
	下 水 道 事 業 会 計	13,806,924	13,284,462	522,462	3.9
	農 業 集 落 排 水 事 業 会 計	2,215,092	2,176,057	39,035	1.8
	小 計	27,782,117	27,223,738	558,379	2.1
合 計		292,813,752	282,868,154	9,945,598	3.5

第 2 表 一般会計歳入・歳出予算計上額款別一覧表

【歳 入】

(単位 千円)

款	令和 7 年 度			令和 6 年 度			比較増減
	計 上 額	伸び率 %	構成比 %	予 算 額	伸び率 %	構成比 %	
1 市 税	56,131,831	5.4	35.6	53,247,674	△ 2.0	34.9	2,884,157
2 地 方 譲 与 税	1,326,621	1.3	0.8	1,310,001	6.5	0.9	16,620
3 利 子 割 交 付 金	31,000	138.5	0.0	13,000	△ 18.8	0.0	18,000
4 配 当 割 交 付 金	290,000	16.0	0.2	250,000	△ 16.7	0.2	40,000
5 株式等譲渡所得割交付金	540,000	68.8	0.3	320,000	146.2	0.2	220,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金	1,070,000	9.2	0.7	980,000	22.5	0.6	90,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	8,900,000	3.5	5.6	8,600,000	△ 2.3	5.6	300,000
8 ゴルフ場利用税交付金	18,000	△ 5.3	0.0	19,000	0.0	0.0	△ 1,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	200,000	11.1	0.1	180,000	133.8	0.1	20,000
10 地 方 特 例 交 付 金	350,000	△ 80.4	0.2	1,790,000	383.8	1.2	△ 1,440,000
11 地 方 交 付 税	15,800,000	3.3	10.0	15,300,000	7.7	10.0	500,000
12 交通安全対策特別交付金	69,500	△ 10.9	0.1	78,000	△ 4.9	0.1	△ 8,500
13 分 担 金 及 び 負 担 金	61,040	△ 16.7	0.0	73,289	2.1	0.1	△ 12,249
14 使 用 料 及 び 手 数 料	3,100,112	0.3	2.0	3,091,575	4.1	2.0	8,537
15 国 庫 支 出 金	28,093,429	3.4	17.8	27,165,675	16.9	17.8	927,754
16 県 支 出 金	11,963,232	8.7	7.6	11,000,884	4.8	7.2	962,348
17 財 産 収 入	680,615	△ 2.6	0.4	699,055	18.3	0.5	△ 18,440
18 寄 附 金	558,843	56.8	0.4	356,363	23.4	0.2	202,480
19 繰 入 金	4,650,243	9.9	3.0	4,232,918	4.3	2.8	417,325
20 繰 越 金	200,000	0.0	0.1	200,000	0.0	0.1	0
21 諸 収 入	12,368,870	△ 11.4	7.8	13,959,269	△ 18.7	9.2	△ 1,590,399
22 市 債	11,432,700	18.5	7.3	9,645,100	32.1	6.3	1,787,600
歳 入 合 計	157,836,036	3.5	100.0	152,511,803	3.9	100.0	5,324,233

【歳 出】

(単位 千円)

款	令 和 7 年 度			令 和 6 年 度			比較増減
	計 上 額	伸び率 %	構成比 %	予 算 額	伸び率 %	構成比 %	
1 議 会 費	657,054	△ 1.9	0.4	670,099	4.4	0.4	△ 13,045
2 総 務 費	14,096,559	8.7	8.9	12,963,600	16.3	8.5	1,132,959
3 民 生 費	64,086,714	5.9	40.6	60,509,551	7.6	39.7	3,577,163
4 衛 生 費	10,425,660	11.6	6.6	9,341,207	△ 9.0	6.1	1,084,453
5 労 働 費	159,467	△ 30.7	0.1	230,123	△ 12.9	0.1	△ 70,656
6 農 林 水 産 業 費	2,605,821	1.6	1.7	2,564,609	△ 5.4	1.7	41,212
7 商 工 費	12,477,044	△ 8.1	7.9	13,574,056	△ 15.3	8.9	△ 1,097,012
8 土 木 費	16,157,469	0.8	10.2	16,030,773	0.3	10.5	126,696
9 消 防 費	6,111,881	19.3	3.9	5,123,361	10.6	3.4	988,520
10 教 育 費	15,663,003	△ 2.9	9.9	16,132,802	26.9	10.6	△ 469,799
11 災 害 復 旧 費	3,000	△ 50.0	0.0	6,000	△ 40.0	0.0	△ 3,000
12 公 債 費	15,092,364	0.2	9.6	15,065,622	△ 4.9	9.9	26,742
13 予 備 費	300,000	0.0	0.2	300,000	0.0	0.2	0
歳 出 合 計	157,836,036	3.5	100.0	152,511,803	3.9	100.0	5,324,233

議会事務局からの連絡事項

1 初議会までの日程について

第1回定例会（3月4日開会）の招集に先立って、次の手続き及び諸般の事項を協議していただくことになりますので、ご了承願います。

（1）各派代表者会議の開催（本日の午後1時から議会運営委員会室）

常任委員会の所属希望の調整、常任委員会正副委員長ほか議員の役職割り当ての調整、その他必要な事項の協議

（2）議会運営協議会の開催（本日の各派代表者会議終了後、議会運営委員会室）

第1回定例会の運営に関する協議

2 議員章（議員バッジ）について

全国市議会議長会の全国共通の議員章を本市でも採用しています。前橋市議会議員記章着用規程（前橋市議会議員提要88頁）により、左襟に着用してください。

議員章を紛失、汚損及び破損した時は、実費（@6,050円）をもって再交付いたしますのでご承知おきください。

3 議員の公務災害補償について

前橋市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（前橋市議会議員提要118頁）の規定に基づき、公務上の災害（負傷・疾病・障害・死亡）又は通勤による災害に対して補償が行われます。

補償の種類には、療養補償、休業補償、傷病補償年金、障害補償、介護補償、遺族補償、葬祭補償があります。

4 議員経歴書の提出について

議員経歴書は議会事務局で永年保存します。

必要事項を記入の上、2月27日（木）までに議事課調査係へ提出してください。

なお、「写真」は、後日、市議会ホームページ掲載用に撮影する写真を議会事務局で貼付しますので、用意していただく必要はありません。また、「表彰等欄」、「議員経歴欄」は議会事務局で記入いたしますので記入は不要です。

この経歴書は整理保存の都合上、折らないようにしてください。

5 総務課関係調査票の提出について

自宅の住所、電話番号及び乗用車のナンバー等を事務局資料として把握したいので、2月27日（木）までに総務課総務係へ提出してください。

・議員経歴書

・総務課関係調査票



配付した封筒に入っています。
（2月27日（木）までに提出してください。）

—— 議 会 運 営 委 員 会 ——

日時・場所 1月6日（月） 議会運営委員会室
開議 午前10時44分 散会 午前10時47分
出席委員 藤江委員長、須賀副委員長、岡田、堤、角田、長谷川、中里、小曾根、横山
各委員
当局出席者 副市長、総務部長、秘書広報、行政管理各課長

1 1月臨時会の運営について

（1）会期について

会期は、1月14日の1日とし、開会時間は午前11時からとすることで確認された。

（2）発言通告（質疑・討論）及び表決調べの締め切りについて

質疑、討論の発言通告及び表決調べの締め切りについては、事務の都合上、8日午後4時までとすることで確認された。

質疑の回数は、会議規則第55条の規定により3回までとなり、複数の申出があった場合の発言順序については、大会派順に行うことで確認された。

（3）委員会付託について

議案の委員会付託については、省略することで確認された。

2 その他

（1）次期議会運営委員会の日程について

1月14日（火）午前10時から行うこととされた。

×

×

日時・場所 1月14日（火） 議会運営委員会室
開議 午前10時39分 散会 午前10時41分
出席委員 藤江委員長、須賀副委員長、岡田、堤、角田、長谷川、中里、小曾根、横山
各委員
当局出席者 副市長、総務部長、秘書広報、行政管理各課長

1 臨時会（議事日程第1号）について

（1）会期の決定

臨時会の会期は、本日1月14日の1日とすることで確認された。

（2）会議録署名議員の指名

会議録署名議員は、順番により、29番・小林議員、30番・長谷川議員、31番・阿部議員の3

名を指名する予定で確認された。

(3) 市長提出議案の上程

議案第1号から第11号まで、以上11件を一括上程し、説明、質疑、討論、表決の順で進めることで確認された。

なお、質疑、討論はなしとし、1月6日の議会運営委員会での確認に基づき、委員会付託は省略することで確認された。

また、表決については、別紙表決調べ（4ページ参照）のとおりとすることで確認された。

なお、総務部長から当局の説明所要時間はおおむね6分との報告があった。

2 その他

(1) 次期議会運営委員会について

次期議会運営委員会は、必要が生じた場合、正副委員長で協議し、招集することで確認された。

—— 議 会 運 営 協 議 会 ——

日時・場所 2月25日（火） 議会運営委員会室
開議 午後1時36分 散会 午後1時48分
出席議員 小曾根座長、藤江、金井、横山、堤、近藤（好）、石塚、角田各議員
当局出席者 副市長、総務部長、秘書広報、行政管理各課長

1 座長選出

本協議会は、議会運営委員が選任されていないため、議会運営委員の会派別選出区分の申合せにより、前橋高志会から3人、前橋令明から2人、共産党市議団から1人、公明党市議団から1人、まえばし市民クラブから1人、以上8人の議員が暫定的に議会運営協議会議員として、第1回定例会の議会運営などについて協議していくこととなった。

続いて、議会運営協議会の座長については、従前同様、最大会派の代表者を充てることとされ、前橋高志会の小曾根議員を選出することと了承された。

2 第1回定例会の運営について

（1）会期について

会期は、3月4日から28日までの25日間とされた。

また、予算審査の日程については、17日に総務常任委員会、18日に教育福祉常任委員会、19日に市民経済常任委員会、21日に建設水道常任委員会を開催することで確認された。

（2）代表質問及び総括質問について

代表質問については、従前同様に3人以上の会派の代表者とし、質問順序は大会派順とされ、会派構成員数が同じ会派間の順序は従前の例を踏襲し、1年交代とする申合せに基づき、共産党市議団、公明党市議団の2会派の順序は1年ごとに交代となることとされ、今回は、前橋高志会、前橋令明、共産党市議団、公明党市議団、まえばし市民クラブの順とすることで確認された。

また、質問時間については、答弁を含まず、会派構成員数が10人を超える前橋高志会も1人45分ではなく、各会派30分の持ち時間制で行い、代表質問が行われる3月10日の本会議開始時刻は、午前10時とすることで確認された。

なお、藤江議員より、質問の持ち時間について発言があり、協議された。

次に、総括質問について、質問順序の基本的な考え方は従前の例を踏襲し、新しく調製した別紙総括質問発言順序一覧表（20ページ参照）の順序とし、また、会派構成員数が同じ会派間の順序は、1年交代とする申合せに基づき、共産党市議団、公明党市議団の2会派、及び七星、なないろ、無所属の会、暁鐘、無所属クラブの5会派の順序は、1年ごとに交代となることで確認された。

なお、近藤（好）議員より、議員の発言時間について発言があった。

また、質問時間は、総括質問実施要領に基づき、各会派の時間配分を積算した、別紙会派別総括質問時間配分表（21ページ参照）の時間配分とすることで確認された。

次に、代表質問及び総括質問の質問者、質問時間、会派内順序は開会3日前の2月27日午後4時までとし、質問事項等の発言通告は、従前同様開会日の3月4日午後4時までに報告することで確認された。

また、電子資料を使用する場合においては、本会議電子資料使用申出書の提出期限が、代表質問については通告日の翌日の3月5日午後4時、総括質問については通告日の翌々日の3月6日午後4時とすることで確認された。

(3) 請願及び意見書案について

請願については、取扱規程に基づき開会3日前の2月27日までに提出されたものは会期中の審査、それ以降、閉会3日前の3月25日までに提出されたものは、閉会中の継続審査とすることで確認された。

また、意見書案についても2月27日午後4時までの提出とし、特別のものは別途協議することで確認された。

(4) 議員派遣について

議員派遣については、通常、派遣に際し、定例会の開会日までに事務局に申し出て、総括質問2日目または3日目に議決しているが、第1回定例会においては関連の予算議案が最終日に議決されるため、議員派遣も最終日に議決することになり、今期定例会では、3月7日午後4時までに申し出て、総括質問2日目の12日の議会運営委員会で確認し、最終日の18日に議決することで確認された。

3 その他

(1) 次期議会運営協議会の日程について

次期議会運営協議会は、第1回定例会初日、3月4日（火）午前10時から行うこととされ、この日以前に協議すべき案件が発生した場合は、改めて連絡し、集まることとされた。

総括質問発言順序一覧表

（会派構成員数が同じ、共産党、公明党の２会派、及び七星、なないろ、無所属の会、暁鐘、無所属クラブの５会派は１年ごとに交代とする。）

令和 7 年

区分	第 1 回	第 2 回	第 3 回	第 4 回
1	前橋高志会	前橋令明	前橋高志会	前橋令明
2	前橋令明	前橋高志会	前橋令明	前橋高志会
3	前橋高志会	前橋令明	前橋高志会	共産党
4	前橋令明	前橋高志会	共産党	公明党
5	前橋高志会	共産党	公明党	前橋高志会
6	共産党	公明党	前橋高志会	まえばし市民クラブ
7	公明党	前橋高志会	まえばし市民クラブ	前橋令明
8	前橋高志会	まえばし市民クラブ	前橋令明	前橋高志会
9	まえばし市民クラブ	前橋令明	前橋高志会	前橋令明
10	前橋令明	前橋高志会	前橋令明	前橋高志会
11	前橋高志会	前橋令明	前橋高志会	共産党
12	前橋令明	前橋高志会	共産党	公明党
13	前橋高志会	共産党	公明党	前橋高志会
14	共産党	公明党	前橋高志会	前橋令明
15	公明党	前橋高志会	前橋令明	前橋高志会
16	前橋高志会	前橋令明	前橋高志会	まえばし市民クラブ
17	前橋令明	前橋高志会	まえばし市民クラブ	共産党
18	前橋高志会	まえばし市民クラブ	共産党	公明党
19	まえばし市民クラブ	共産党	公明党	七星
20	共産党	公明党	七星	なないろ
21	公明党	七星	なないろ	無所属の会
22	七星	なないろ	無所属の会	暁鐘
23	なないろ	無所属の会	暁鐘	無所属クラブ
24	無所属の会	暁鐘	無所属クラブ	前橋高志会
25	暁鐘	無所属クラブ	前橋高志会	前橋令明
26	無所属クラブ	前橋高志会	前橋令明	前橋高志会
27番以降は大会派順				

※第1回・第3回定例会の会派別質問時間（答弁を含む）

前橋高志会	234分	前橋令明	162分	共産党	72分	} 合計 684分 (2日間)
公明党	72分	まえばし市民クラブ	54分	七星	18分	
なないろ	18分	無所属の会	18分	暁鐘	18分	
無所属クラブ	18分					

※第2回・第4回定例会の会派別質問時間（答弁を含む）

前橋高志会	299分	前橋令明	207分	共産党	92分	} 合計 874分 (3日間)
公明党	92分	まえばし市民クラブ	69分	七星	23分	
なないろ	23分	無所属の会	23分	暁鐘	23分	
無所属クラブ	23分					

会派別総括質問時間配分表

令和7年

区分		前橋 高志会 14 人	前橋 令明 9 人	共産党 4 人	公明党 4 人	まえばし 市民クラブ 3 人	七星 1 人	なないろ 1 人	無所属の会 1 人	無所属 クラブ 1 人	合計 38 人
第1回 第3回 定例会	1人あたり 18分	252	162	72	72	54	18	18	18	18	<u>684</u>
第2回 第4回 定例会	1人あたり 23分	322	207	92	92	69	23	23	23	23	<u>874</u>

—— 各 派 代 表 者 会 議 ——

日時・場所 1月6日（月） 議会運営委員会室
開議 午前10時28分 散会 午前10時44分
出席議員 笠原議長、新井美加副議長、横山、須賀、堤、小曽根、藤江、長谷川、中里、
角田、岡田各議員、（オブザーバー）阿部、中林、近藤（登）、岡、入澤、林（倫）、
小川各議員
当局出席者 副市長、総務、財務、福祉各部長、秘書広報、職員、行政管理、財政、社会福祉
各課長

1 1月臨時会における市長提出議案について

財務、福祉、総務各部長から次のとおり説明があり、1月7日に議案送付されることが確認された。
（財務部長）

財務部から臨時会に提出させてもらう補正予算案について説明する。

令和6年度前橋市各会計補正予算の概要であるが、1月補正予算の特徴を見てもらいたいと思う。
補正予算措置を必要とする内容は、2点ある。1つ目は、国の施策に基づき、低所得世帯に対して
物価高騰対策非課税世帯臨時給付金を支給するために必要な経費である。2つ目は、国の職員等に
準じた前橋市一般職の職員の給与に関する条例等の改正及び支給見込みに伴う職員人件費等の追加
などで、この2点について補正予算措置をお願いしようとするものである。

続いて、各会計補正予算の一覧表であるが、今回補正予算措置をお願いするのは一般会計以下8
会計である。

次に、一般会計補正予算の款別一覧表になる。補正額の合計欄に記載のとおり、歳入、歳出それ
ぞれ18億6,879万3,000円を追加し、補正後の予算規模を1,583億1,307万
7,000円にしようとするものである。

その他については、先ほど説明した補正予算の特徴に関連する歳入、歳出の主な補正項目を会計
別に記載しているので、こちらについては後ほど見てもらいたいと思う。

補正予算案についての説明は以上となるが、引き続き冒頭で触れた臨時給付金の事業概要につい
て福祉部から説明する。

（福祉部長）

福祉部から令和6年度物価高騰対策住民税非課税世帯臨時給付金支給事業の実施について説明
する。

本事業は、令和6年11月22日に閣議決定し、令和6年12月17日に国補正予算が成立した
国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策を踏まえ、低所得世帯に対して物価高の影
響で賄い切れない部分を支援するため、重点支援地方交付金を活用して、速やかに給付金を支給で
きるように補正予算を計上しようとするものである。

補正に計上する予算額であるが、事業費と事務費を合わせて13億6,200万円とするが、こ
れは全額国庫補助対象となっている。

給付金の支給対象等は記載のとおりになるが、給付対象見込みは約4万世帯になると見込んでお

り、そのうち子供加算の対象になる世帯は約3,500世帯で、子供の人数にすると約6,000人を見込んでいる。

今後のスケジュールであるが、令和7年1月31日に広報まえばし及びホームページで周知を行う。対象者宛ての通知は1月下旬に発送できるように準備を進めており、初回の給付金支給が2月中旬になる予定である。申請受付は3月末で終了とする予定である。

説明は以上である。よろしく願います。

(総務部長)

続いて、前橋市一般職の職員の給与に関する条例等の改正について説明する。

条例改正の理由であるが、国の職員等に準じ、本市一般職の職員等の給与を改めようとするものである。

主な内容であるが、条例単位で区分して4点ある。1点目は、(1)の前橋市一般職の職員の給与に関する条例の改正である。アの一般職の職員の給料表の改正であるが、令和6年度における民間給与との格差を埋めるため、令和6年4月1日に遡及して、行政職給料表、消防職給料表及び医療職給料表を改めるものである。これにより、行政職給料表適用者の場合だと、平均給料月額で改定幅8,084円、改定率2.42%のプラス改定となる。

続いて、イの一般職の職員の期末、勤勉手当の改正であるが、年間の期末、勤勉手当の支給月数を引き上げるものである。まず、(ア)については、令和6年12月期の期末、勤勉手当の支給月数をそれぞれ0.05月分引き上げるものである。次に、(イ)についてであるが、令和7年6月以降の6月期及び12月期の期末、勤勉手当の支給月数を表に記載のとおり改めるものである。

続いて、ウの初任給調整手当の改正であるが、医療職給料表の適用を受ける職員に対する初任給調整手当について、支給月額の限度を現行の41万5,600円から41万6,600円に引き上げるものである。

2点目は、(2)の前橋市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正である。特定任期付職員の給料表について、令和6年度における民間給与との格差を埋めるため、表に記載のとおり、令和7年1月1日に遡及して引上げを行うものである。

3点目は、(3)の前橋市特別職の職員の給与に関する条例及び前橋市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の改正である。アの本市特別職の職員及び市議会の議員の令和6年12月期の期末手当の改正であるが、支給月数を表に記載のとおり改めるものである。

次に、イの令和7年6月期以降の期末手当の改正であるが、支給月数を表に記載のとおり改めるものである。

4点目は、(4)の前橋市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正である。まず、アであるが、会計年度任用職員の月額報酬表を2つの表に分けるものである。

次に、イであるが、週30時間勤務の一般事務職で初回の任用の場合、16万7,000円を17万2,900円とし、週37時間30分勤務の一般事務職で初回の任用の場合、18万6,200円を19万2,300円とするものである。

次に、ウであるが、時給で勤務する会計年度任用職員に適用する時間額報酬表を記載のとおり改めるものである。

次に、エであるが、日額で勤務する会計年度任用職員に適用する日額報酬表を記載のとおり改めるものである。

3の施行期日等についてであるが、まず(1)の施行期日については、2の(1)のア、イの(ア)

及びウ、2の(2)、2の(3)のア並びに2の(4)については公布の日とし、2のその他の部分については令和7年4月1日とするものである。

次に、(2)の遡及適用日であるが、2の(1)のア及び2の(4)については令和6年4月1日とし、2の(1)のイの(ア)及び2の(3)のアについては令和6年12月1日とし、2の(2)については令和7年1月1日とするものである。

説明は以上である。どうぞよろしくお願いする。

2 その他

(1) 1月臨時会の議員駐車場について

総務課長から次のとおり説明があった。

これまで市民の利便性を確保するため、本会議の会期中、議員の皆さんには大手町一丁目公用駐車場、旧麦蔵横の駐車場などを利用してもらっていたが、今回は大手町一丁目公用駐車場、旧麦蔵横の駐車場の確保が困難なため、1月14日の1月臨時会では市役所構内駐車場の南側半分の部分、接続通路工事のため使用していた現在トラロープで囲まれている市役所構内駐車場の作業区画の一部を議員の皆さんの駐車場とするので、利用してもらいたいと思う。

臨時駐車場の出入口は、該当臨時駐車場の西側の部分、前橋城と職員駐輪場の間にある進入路を利用願う。午前8時に臨時駐車場の出入口を開けるので、午前8時より前に登庁した場合には、一旦は北半分の市役所構内駐車場に駐車してもらい、午前8時以降、必要に応じて南半分の臨時駐車場に止め直してもらえればと思う。午前8時から午前10時の間は、臨時駐車場の出入口に整理員を配置する。午前10時以降は整理員を配置しないが、出入口にコーンを設置するので、過って進入してしまう車を防ぐために、出入りの際にはコーンを外し、出入口を通過後にはコーンを必ず戻してもらいたいよう願う。

駐車の際は、アスファルトの部分の出入口の奥のほうから駐車願う。奥のほうに駐車した車の出庫時の動線確保のため、手前の区画に駐車する際は、臨時駐車場の北側のトラロープ付近と南側トラロープ付近は1台車が通行できるように、車を止めないで空けてもらいたいよう願う。駐車枠の白線は大変薄くなっているなので、注意して奥のほうから間隔を適宜空けて止めてもらいたいよう願う。

また、注意事項としては、交通事故防止のため、臨時駐車場の出入りの際、前橋城横の進入路にはできる限り左折で進入、左折で退出してもらいたいよう願う。また、前橋城前の歩道と前橋城裏側の通路は、特に通勤時間帯は歩行者や自転車の通行が多いため、注意して通行してもらいたいよう願う。臨時駐車場中央部分を東西に渡るグレーチングの上と臨時駐車場東半分の部分の砂利の部分には駐車を行わないよう願う。駐車してから議会庁舎へ向かう際は、トラロープに引っかかって転倒したり、トラロープを倒したりしないよう、トラロープをくぐらないで、西側のトラロープエリアの出入口を回って議会庁舎へ向かってもらいたいよう願う。

(2) iPad入替えに伴う情報確認シートの提出について

総務課長から次のとおり説明があった。

iPad入替えに伴う事前作業について、情報確認シートの提出をお願いしているが、回答期限が本日になっているので、まだ提出していない議員においては総務課へ提出をお願いする。

×

×

日時・場所 1月14日(火) 議会運営委員会室
開議 午前9時59分 散会 午前10時38分
出席議員 笠原議長、新井美加副議長、横山、須賀、堤、小曾根、藤江、長谷川、中里、
角田、岡田各議員、(オブザーバー)阿部、中林、近藤(登)、岡、入澤、林(倫)、
小川各議員
当局出席者 市長、副市長、総務、デジタル政策担当、文化スポーツ観光、産業経済、農政各
部長、秘書広報、行政管理、未来政策、観光政策、にぎわい商業各課長

1 市長の台湾訪問について

市長及び文化スポーツ観光部長から次のとおり説明があり、横山議員から発言があった。

(市長)

台南市をはじめとした台湾との交流については、この間、議会の皆さんからも積極的に行うべきという意見をもらっているので、さらなる深い関係構築を目指して、1月19日から22日までの4日間、台湾を訪問したいと考えている。とりわけ今回の訪問はインバウンドをはじめとした観光振興を中心に、農産物や加工品など今後の農業振興における連携強化も目的としたいと考えている。また、今回は台南市だけではなく雲林県も訪問する予定で、雲林県の張知事には令和6年7月にも道の駅まえばし赤城の視察に来てもらって、その際にも農業やスローシティ、子供への支援などについて意見交換をさせてもらったところである。今回の訪問が本市の経済効果につながるきっかけとなるように、実りあるものにしていきたいと考えている。

詳細についてはこの後文化スポーツ観光部長より説明させてもらうので、よろしくお願いします。

(文化スポーツ観光部長)

目的については、先ほど市長から話があったが、特にインバウンドについては、今後、歴史的なつながりのある台南市を中心に、例えば冬の赤城山など台湾の人が興味を示しやすいコンテンツなどを基に誘致を進めたいと考えており、今回は現地の旅行業関係者も訪問し、パイプを構築したいと考えている。また、農業振興については、依然として輸出に制限があるとの話を聞いているので、例えば、台湾の皆さんに本市へ来てもらい、前橋産イチゴの摘み取り体験やジェラートなどの加工品を味わってもらうなど、魅力的な旅行商品を通じて農産物のPRにもつなげられたらと考えている。

日程については、市長及び農政部担当職員2名は1月19日から22日までの4日間、文化スポーツ観光部の職員3名は旅行会社訪問のため5日間の予定である。

訪問先は台南市の黄市長、台南市の約100キロメートル北にある雲林県の張知事、そして先ほど説明した現地の旅行業関係者を予定している。

同行者であるが、私と農政部長のほか、観光政策課と農政課の職員合わせて5名を予定している。

最後に、今回の訪問に関する予算であるが、政策推進課の市政の総合企画事業から約230万円

の支出を見込んでいる。この事業については、都市魅力アップ共創推進事業での活用やシティプロモーションにつながる取組等を迅速に行うため、調整機能を担う政策推進課に予算組みされているものである。

2 不正取得クレジットカードによるめぶく P a y 利用事案の発生について

産業経済部長及びにぎわい商業課長から次のとおり説明があり、中里、角田、長谷川、阿部各議員から発言があった。

(産業経済部長)

不正取得クレジットカードによるめぶく P a y 利用事案の発生について説明させてもらうが、その前に一言お話しさせてもらいたいと思う。

本件については、現在もめぶくグラウンド株式会社やクレジットカード会社などによる調査や警察による捜査が続いており、被害金額や利用店舗の状況など捜査情報等に関する部分や決済システムの詳細な部分については質問にお答えできないこともあるので、あらかじめ了承、理解してもらえればと思う。

それでは、担当のにぎわい商業課長から説明させてもらう。

(にぎわい商業課長)

不正取得クレジットカードによるめぶく P a y 利用事案の発生について説明する。

事案概要である。事案及び経緯については、令和6年12月20日、めぶく P a y の運営主体であるめぶくグラウンド株式会社から、不正に取得されたクレジットカード情報を使用し、めぶく仮 I D により総額98万9,000円のチャージが行われ、市内の加盟店舗で支払いに利用されたという事案が発生したとの報告を受けた。土日を含み、12月23日、めぶくグラウンド株式会社と不正防止対策を確定し、各議員の皆さんにはタブレット送信による情報提供を行った後、15時に報道発表を行った。翌12月24日、めぶくグラウンド株式会社が群馬県警に状況を説明し、捜査連携を開始したものである。

続いて、対応状況である。12月20日、早朝までに不正アカウントの即時停止とともに、仮 I D の新規登録を一時停止した。12月23日には、市民やめぶく P a y 利用者に向けてめぶく P a y 公式ホームページや市のホームページ、また利用者にはプッシュ通知等によりお知らせを行った。年が明けて令和7年1月6日、早朝には、システムを改修した上で、仮 I D によるクレジットカードチャージを一律停止し、仮 I D の新規登録を再開している。現在、めぶくグラウンド株式会社、クレジットカード会社等及び捜査機関での調査が継続中である。

続いて、被害対応である。本件に関しては、めぶく P a y ユーザー及びめぶく P a y 加盟店への金銭的な被害は発生しないものである。理由としては、3Dセキュア2.0というクレジットカード会社のセキュリティーで認証しているため、被害額はクレジットカード会社の負担となるものである。

なお、本事案は仮 I D のみで発生しており、マイナンバーカードを用いた本 I D では発生していない状況である。

スマホ決済における2つの問題ということで、スマホ決済の不正利用には主に2つのパターンがあると聞いている。1つ目がスマホ決済のアカウントのなりすましというもので、なりすましとは I D やパスワードなどを不正に取得した第三者が本人に成り済まして勝手に利用するものであるが、レベル1、レベル2に記載のとおり、例えばパスワードあるいはメール等に送られてくる認証コー

ドの入力などいわゆる２要素認証だけではこうしたなりすましをされてしまう可能性があるという。一方で、めぶく P a y では実装当初から対応済みとなっており、レベル３の部分になるが、めぶく I D、めぶく仮 I Dともにこうした２要素認証に加え、スマホ端末の I Cチップを利用したハードウェアベースの認証を右側のイメージ図にあるとおり、スマホ自体に暗号鍵が保管されていることで、特許技術を用いて、なりすましができないようになり、実際に被害も出ていない状況である。

もう一つの問題が今回の事案となる不正取得したクレジットカード情報での不正チャージとなる。今回のめぶく P a y 不正利用の流れを改めて説明すると、図の左側になる。不正にクレジットカード情報を取得した不正ユーザー、仮 I Dを新規に登録したこの不正ユーザーが矢印の①、不正取得したクレジットカード情報でめぶく P a y へのチャージ申請を行うのが①である。この申請情報に基づき、めぶく P a y ではこれを②、クレジットカード会社にこの情報を送り、クレジットカード会社でこの情報からまずセキュリティーによって認証を行うもので、この認証されたものに対しては③、チャージ承認でめぶく P a y に返ってくる。めぶく P a y では、この③、チャージ承認を受けた金額について、④のめぶく P a y をチャージするという流れになっている。不正ユーザーによってこのめぶく P a y にチャージされたものによって、⑤、⑥に書いてあるが、めぶく P a y 加盟店で利用されたというのが大まかな流れとなっている。したがって、今回の損害についてはこのチャージ認証をしているクレジットカード会社が負担することになるため、図の真ん中の⑧、売上金清算と書いてあるが、めぶく P a y 加盟店あるいは右側の⑩、クレジットカード情報を盗用されたクレジットカード会員、前橋市民とは限らないが、こういった方々への直接的な金銭被害は発生しないものである。不正利用をクレジットカード会社のセキュリティーでは常に監視しているということで、クレジットカードの請求前にこうした不正利用の情報がめぶくグラウンド株式会社側に通知され、アカウントの即時停止など、不正利用の対策を講じていると聞いている。

最後に、今後の対応になる。調査及び捜査への対応についてであるが、引き続きめぶくグラウンド株式会社及びクレジットカード会社等との連携により、不正防止に関する対策及び調査を実施し、めぶくグラウンド株式会社を中心に捜査機関の捜査に全面的に協力していくと聞いている。また、本市においては、めぶくグラウンド株式会社と緊密に情報連携し、利用者や加盟店舗に被害が生じないように注視していきたいと考えている。

今後の対応については、引き続き本市はめぶくグラウンド株式会社に対し、不正チャージ等に対する監視活動を強化し、安全で安心な決済環境を提供するよう求めていきたいと考えている。また、仮 I Dについては、本事案の調査や捜査状況及び不正防止対策の効果などを踏まえ、今後、チャージ方法や在り方なども含め、めぶくグラウンド株式会社と本市で慎重に協議を行っていきたいと考えている。還元ポイントについては、当然のことながら不正利用に対する付与を行わないよう現在調査を進めているが、適切なポイント付与の実施をめぶくグラウンド株式会社に求めていきたいと考えている。

３ その他

（１）前橋育英高校の全国高校サッカー選手権大会優勝について

小曽根議員及び副市長から次のとおり説明があり、了承された。

（小曽根議員）

前橋育英高校が選手権で２度目の優勝を果たしたということで、ぜひ議長の下、議会から市民が

喜べる、市民と共有できるお祝い、パレードだったらパレードなり、具体的な政策を当局に申し入れしてもらい、市民と一体になれるお祝いをできればという考えがあるので、よろしくお願いします。インターハイも入れると、全国制覇自体は4度目なので、それも踏まえて前橋育英高校に対して最高の称賛をできればと思う。よろしくお願いします。

(副市長)

前橋育英高校サッカー部の全国制覇、前橋市にとって大変名誉なことであると思っている。この栄誉を市民みんなで称賛できるような企画をしていきたいと思っている、1つは顕彰をどういう形でできるか、もう一つは優勝パレードということで、市民みんなで一体となってお祝いできないかということを検討していきたいと考えている。現在、具体的な日程や開催方法について前橋育英高校と相談を始めているので、またスポーツ議連の人たちと相談しながら進めていきたいと思っている。よろしくお願いします。

×

×

日時・場所	2月25日(火)	議会運営委員会室
	開議 午後0時59分	散会 午後1時35分
出席議員	小曾根座長、藤江、金井、横山、堤、近藤(好)、石塚、角田各議員、(オブザーバー)中林、入澤、宮崎、岸川、阿久澤各議員	
当局出席者	副市長、総務、健康各部長、秘書広報、行政管理、国民健康保険各課長	

1 座長選出

事務局から、従来、議長が選出されるまでの間、各派代表者会議の座長は最大会派の代表者にお願いしているので、今回も同様の取扱いとして、前橋高志会幹事長の小曾根議員にお願いしたいとの発言があり、了承された。

2 各派代表者について

座長から次のとおり説明があり、了承された。

各派代表者会議の構成員は、各派代表者会議規約の規定に基づき、3人以上5人以下は1人、6人以上9人以下は2人、10人以上13人以下は3人となっている。また、3人未満の会派については、代表がオブザーバーとして出席することができるが、発言は構成員の発言が終わった後で、座長が必要と認めたときに許可を得て発言できることになっている。

3 前橋市国民健康保険税条例の改正について

健康部長から次のとおり説明があり、近藤(好)、角田各議員から発言があった。

前橋市国民健康保険税条例の改正について説明する。

本件については、令和6年12月17日の各派代表者会議において、国民健康保険の財政状況として、本市国民健康保険特別会計の厳しい財政状況及び令和7年度に税率改正を行うこととして、

令和6年度末に条例改正議案を提出する方向で検討していきたい旨を説明させてもらった。その際に示した県への納付金は、仮算定時点のものであったが、1月22日に本算定結果が示されたので、その結果と令和6年度末の決算見込みを踏まえて今回の税率改正案を作成した。

改正の理由であるが、群馬県及び県内市町村が進める保険税算定方式の統一化に対応するとともに、本市の国民健康保険特別会計において負担する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用に充てるため、税率等を改めようとするものである。

主な内容だが、2点ある。1点目は、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の算定に係る世帯別平等割額を加えるものである。

2点目は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の税率及び軽減額を表に記載のとおり改めるものである。

施行期日については、令和7年4月1日とするものである。

参考であるが、改正後の1世帯当たりの平均課税額は、年額で1万7,900円となり、改正前と比較して1万7,900円の増、国民健康保険税は8期に分けての納入になるので、1期当たり2,237円の増となる。なお、本件税率の改正については、法令の規定に基づき、令和7年1月30日付で市長から前橋市国民健康保険運営協議会に諮問したところ、同月31日に審議がなされ、出席した委員全員の賛成により原案に同意する旨の答申をもらっていることを申し添える。

なお、本件については、令和7年第1回定例会に、議案として提出する予定となっている。

4 令和7年度議会費予算について

総務課長から次のとおり説明があった。

令和7年度当初予算について令和6年度と比較しながら、主な増減理由について説明する。まず、議員報酬等について、3節職員手当等は、期末手当の支給月数の見直しにより、161万9,000円の増額となっている。また、4節共済費は、議員共済給付費負担金の率が100分の29.3から100分の26.9に下がったことにより、645万7,000円の減額となる。

次に議会運営事業についてである。1節報酬、3節職員手当等及び4節共済費は、会計年度任用職員の雇用に係る費用である。育児休暇取得職員の代替のため、令和6年度は12か月間雇用していたが、令和7年度は4月の1か月間の雇用となるため、それぞれ減額となる。8節旅費は、遠隔地への議長会出張旅費の増額と、それに伴う職員出張旅費の増額により11万円の増額となる。

10節需用費は、主に議会だより臨時会号の減、市議改選に伴う議員バッジ38個分の購入及び議員提要作成に係る消耗品費の減額等により、165万6,000円の減額となる。12節委託料の減額は、臨時会減による市議会インターネット映像配信業務、議場映像配信システム運用業務、議場映像配信システム保守点検業務などの委託料の減額により、194万6,000円の減額となる。

17節備品購入費は、事務局用新タブレット購入により増額となる。これらによって、議会運営事業全体としては、小計の比較増減額にあるように620万6,000円の減額となる。また、職員人件費は職員課が算出したもので、表のとおりである。

合計すると、令和7年度は6億5,705万4,000円となり、前年度と比較して1.9%、1,304万5,000円の減額となる。

5 小・中・特別支援学校卒業式の議長からのお祝いの言葉について

総務課長から次のとおり説明があり、横山議員から発言があった。

小学校の卒業式については、3月24日に、中学校と特別支援学校の卒業式については、3月13日に行われる予定である。議員の皆さんには、各学校から卒業式の案内が送付されることである。当日卒業式に出席された議員の皆さんは、来賓として紹介されると教育委員会から連絡があった。議長からのお祝いの言葉はR7.卒業式議長祝辞（案）のファイルのそれぞれ小学校、中学校、特別支援学校のお祝いの言葉をご覧願う。代読は行わず、令和6年と同様に各学校において掲示または卒業生に配付する予定とのことである。なお、教育委員会の告辞、市長の祝辞についても同様の取扱いとのことである。

6 登退庁表示及びレターボックスについて

総務課長から次のとおり説明があった。

登退庁表示及びレターボックスについてであるが、議員の皆さんの登退庁表示の並び順は、氏名の五十音順となっている。表示の位置が変更になった議員の皆さんにおかれては、押し間違いのないよう注意のほどお願いする。

次に、議員の皆さんのレターボックスについてであるが、東西の控室ごとに氏名の五十音順となっている。レターボックスの位置が変更になった議員の皆さんにおかれては、取り間違いのないよう注意のほどお願いする。

7 タブレットの更新について

総務課長から次のとおり説明があった。

令和6年9月26日の各派代表者会議において導入を決めてもらったiPadエア13インチ、128ギガバイトを、早めに機種選定をしてもらったことで、代理店から全議員の皆さん分の台数を確保することができたとの連絡があった。再任の議員の皆さんには以前に説明させてもらっているが、契約のプランについては、NTTドコモのイルモ3ギガバイトを基本に、データ量が多くなった月には1ギガ1,100円で追加が可能なオプションをつけ、追加3ギガ、合計6ギガまでは自動で追加されるスピードモードを設定する。セキュリティや故障については、これまで同様、名前がスマートあんしん補償と変わったけれども、あんしん補償契約をつける契約とした。通信料及び導入に係る費用についてはこれまで同様、政務活動費から支出し、端末費用は通信料に3年間加算される口座振替での支払いとなる予定である。初期費用については別途請求書での支払いとなるので、請求書が届いたら対応のほどよろしくをお願いする。

再任議員の皆さんには、iPad入替えに伴う情報確認シートを提出してもらった。退任議員の皆さんのタブレット端末については、現在初当選議員の皆さんの各種設定のためお預かりさせてもらっており、その設定終了後、3月3日午後4時過ぎに元の会派へ返却させてもらうことが可能となる予定である。

今後の皆さんのタブレット端末更新等のスケジュールについてであるが、初当選議員の皆さんのスケジュールについては、2月28日までに各種設定を済ませ、3月3日に新しいタブレットを引渡しさせてもらう予定となっていたが、新タブレットの回線開通とともに3月3日にモアノートの設定を行わせてもらうのに時間がかかることが想定されるため、3月4日の登庁時にお渡しできるように準備する。初当選議員の皆さんにおかれては、3月4日の登庁時に議会事務局総務課へ立ち寄ってもらうようお願いする。

また、初当選議員の皆さんには、本日午後2時からの初当選議員説明会にて市当局からの連絡用

メールアドレスを渡すので、一旦は皆さん個人の携帯に登録してもらい、本日から確認してもらうようお願いする。本日の初当選議員説明会の最後に登録の時間を設けるので、登録まで完了してもらうようお願いする。なお、3月4日に新しいタブレットを受け取った以降については、新しいタブレットで確認してもらうようお願いする。

次に、本日送付させてもらう議案書についてであるが、初当選議員の皆さんには紙の議案書を配付させてもらうので、確認してもらうようお願いする。

続いて、再任議員の皆さんのスケジュールについてであるが、3月28日の第1回定例会本会議最終日終了後に、現在使用してもらっているタブレット端末を議会事務局総務課へ預けてもらうようお願いする。新しいタブレット端末の各種設定のため預からせてもらい、1週間後の4月4日午後4時以降、新旧タブレット端末の引渡しを行わせてもらう予定となっている。その際、旧タブレットのデータを新タブレットに引き継ぐ方向で調整しているが、データの安全を考えた場合、重要なデータは事前に退避しておいてもらうようお願いする。また、不要な写真などのデータ削除など事前に実施してもらえると更新作業がスムーズになるので、協力してもらえると大変助かる。

なお、再任議員の皆さんにおかれても、市当局からの連絡用メールアドレスが皆さん個人の携帯に設定されており、当局からの連絡が個人の携帯等端末でも確認できるかどうか確認してもらうようお願いする。

8 議席について

座長から、会派別の配置について案が示され了承されたため、本日午後4時までに各会派は議席に議員名を記入し、事務局へ報告することとなった。

9 議員控室について

座長から、議員控室の配置案が示され、その考え方について説明があり、了承された。

10 議会関係の役職について

座長から次のとおり説明があり、了承された。なお、本日午後4時までに、会派別役職要望一覧表を事務局に提出することとなった。

役職について新たに選任してもらうことになるが、これまでと同様である。各役職のうち選挙となるもの及び充て職となっているものについてであるが、議長、副議長は選挙となる。充て職については、後期高齢者医療広域連合議会議員が正副議長の充て職、教育福祉常任委員会から選任する社会福祉協議会理事及び評議員のうち理事は委員長長の充て職となっている。

11 その他

(1) 第1回定例会会期中の議員駐車場について

総務課長から次のとおり説明があった。

現在、市役所構内駐車場整備工事により市役所構内駐車場の駐車可能台数が大幅に減少していることから、市民の皆さんの利便性を確保するため、3月4日から3月28日までの第1回定例会では大手町一丁目公用駐車場、旧麦蔵の横の駐車場などを利用してもらいたいと思う。今回、市役所構内駐車場には8台分を確保した。そのうち7台を年長議員分、もう1台は来庁の頻度が多い副議

長に利用してもらいたいと思う。市役所構内駐車場の８台以外の議員の皆さんにおかれては、第１回定例会の会期中は旧麦蔵横の駐車場に駐車してもらうようお願いする。駐車場所を変更してもらう期間であるが、第１回定例会では会期中の会議のある日だけでなく、初日の３月４日から閉会日の２８日までの期間を通して利用してもらうようお願いする。

議員ごとに個別の駐車位置の指定はないが、市役所構内駐車場の議員に止めてもらう場所には、コーンが置いてあるので、駐車の際はコーンを外し、帰りにまた戻してもらえればと思う。なお、多くの市民の来庁があり、議員自身が構内駐車場に入ることができないような混雑が発生した際には、やむを得ず、市役所構内駐車場に確保した部分を市民に開放する場合がある旨承知おきしてもらうようお願いする。

大手町一丁目駐車場、旧麦蔵横の議員駐車場も議員ごとに個別の駐車位置の指定はない。旧麦蔵横の駐車場については、空いている場所に順次駐車してもらいたいと思う。こちらの駐車場に止めてもらうことが基本の議員であっても、例えば荷物の積み下ろしなど一時的に市役所構内駐車場を使いたい場合については、臨機応変に対応してもらうことでお願いする。また、３月中旬からＥＶ自動車の公用車が２台追加で導入されるため、旧麦蔵横の駐車場に追加して置かれることになった。市役所構内駐車場分を含めると、議員の皆さんが駐車する台数にはまだ余裕があるが、比較的小さい自動車にお乗りの議員におかれては、小型専用の部分に駐車してもらうよう協力をお願いする。なお、旧麦蔵横の駐車場から議会庁舎に向かう際には、交通安全の面から歩道橋か県庁前の横断歩道を必ず利用してもらうようお願いする。

（２）市議会ホームページ掲載用の写真撮影について

座長から、改選に伴い、改めて議員の顔写真を撮影し、新たな議員名簿を市議会ホームページに掲載したいので、２月２６日午後１時から議会図書室において写真撮影を行いたいとの発言があり、了承された。

（３）次期各派代表者会議の日程について

２月２６日（水）午前１０時から行うこととされた。

×

×

日時・場所	２月２６日（水）	議会運営委員会室
開議	午前９時５６分	散会 午前１０時１分
出席議員	小曾根座長、藤江、金井、横山、堤、近藤（好）、石塚、角田各議員、（オブザーバー）中林、入澤、宮崎、岸川、阿久澤各議員	

１ 議席について

座長から、各会派から報告のあった議席一覧表が示され、確認された。なお、議席の指定は、令和７年第１回定例会初日（３月４日）の本会議において、一旦仮議席を指定した後、そのまま着席の席を指定することとなるため、当日は初めから確認された議席に着席することとされた。

2 議会関係の役職について

会派別役職要望集計結果が示され、定数に対して会派要望数の合計が一致していない役職については座長が各会派の代表者と個別に調整することです承された。

3 その他

(1) 市議会ホームページ掲載用の写真撮影について

座長から次のとおり確認された。

2月25日の各派代表者会議で確認されているとおり、本日の午後1時から議会図書室において行いたいと思う。撮影に際しては、事務局職員が大会派順に声をかけるので、控室で待機するようお願いする。

(2) 議場システム操作研修について

座長から次のとおり確認された。

初当選議員の皆さんを対象に、本日の午前11時から、議場においてシステム操作研修を行うので出席してもらうようお願いする。

(3) 職員駐車場工事に伴う歩行者通路の変更について

総務課長から次のとおり説明があった。

令和7年3月3日から4月末までの間、議会庁舎北西にある職員駐輪場の工事に伴い、工事箇所の通行ができなくなる旨の連絡が資産経営課からあった。市庁舎構内駐車場から議会庁舎へは、市役所西玄関側から市議会庁舎東側の正面入り口に向かってもらうか、前橋城南側通路から県庁前バス停の前を通り、議会庁舎西側入り口に回り、議会庁舎に向かってもらうようお願いする。

(4) 次期各派代表者会議の日程について

2月27日（木）午前10時から行うこととされた。

(5) 議員控室の仕切り壁の工事日時について

総務課長から次のとおり説明があった。

2月26日の各派代表者会議において質問のあった議員控室の仕切り壁の工事の時間についてであるが、3月1日午前8時から午後5時の間、工事に入るとの確認がとれたのでお知らせする。よろしく願います。

×

×

日時・場所	2月27日（木）	議会運営委員会室
	開議 午前9時56分	散会 午前9時59分
出席議員	小曾根座長、藤江、金井、横山、堤、近藤（好）、石塚、角田各議員、（オブザーバー）中林、入澤、宮崎、岸川、阿久澤各議員	

1 議会関係の役職について

座長から調整結果が報告された。また、会派別役職議員氏名報告書を本日正午までに事務局に提出

し、本日午後３時から各派代表者会議を開催し、氏名を記載した一覧表を確認することとされた。なお、常任委員会の委員長については、前橋高志会は総務常任委員会、市民経済常任委員会、前橋令明は教育福祉常任委員会、建設水道常任委員会で調整された。また、常任委員会の副委員長については、前橋高志会は教育福祉常任委員会、建設水道常任委員会、前橋令明は市民経済常任委員会、まえばし市民クラブは総務常任委員会で調整された。

２ その他

（１）次期各派代表者会議の日程について

２月２７日（木）午後３時から行うこととされた。

×

×

日時・場所	２月２７日（木）	議会運営委員会室
	開議 午後２時５７分	散会 午後３時２分
出席議員	小曾根座長、藤江、金井、横山、堤、近藤（好）、石塚、角田各議員、（オブザーバー）中林、入澤、宮崎、岸川、阿久澤各議員	

１ 議会関係の役職について

座長から役職個人別一覧が示され、確認された。続いて、各役職の選出方法等について、次のとおり説明があり、了承された後、横山議員から発言があった。

初めに、第１回定例会初日、３月４日の本会議で行う役職選出について説明する。まず、正副議長の選挙は投票により行う。常任委員及び議会運営委員の選任については、議長の指名により行う。また、常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長は、３月４日の本会議の終了後に各委員会を開催し、互選することになる。互選の方法については、会派間の調整がついた結果であるので、指名推選により行う。なお、後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙については、正副議長の充て職として議長の指名推選により行う。

次に、最終日、３月２８日の本会議で行う役職選出について説明する。監査委員については、当局より議案として提出され、本会議で議決することになる。また、都市計画審議会委員、社会福祉協議会理事及び評議員については、議決の必要はない。

２ その他

（１）次期各派代表者会議の日程について

３月４日（火）午前１０時から行うこととされた。

■ 議 長 会

◇ 群馬県市議会議長会事務局長会議

期 日 1月8日(水)

場 所 群馬県市町村会館(前橋市)

出席者 高橋事務局長

〔会議の概要〕

1 報告事項

- (1) 臨時総会について
- (2) 群馬県市町村自治功労者感謝状贈呈式について
- (3) その他

2 協議事項

- (1) 令和7年度予算(案)について
- (2) 令和7年度役員市(案)について
- (3) 次期定期総会について
- (4) 都県提出議案について
- (5) 各市提出議題について

3 その他

- (1) 令和6・7年度群馬県市議会議長会行事予定(案)
- (2) その他

×

×

◇ 群馬県市議会議長会臨時総会

期 日 1月15日(水)

場 所 群馬県市町村会館(前橋市)

出席者 笠原議長、新井美加副議長、高橋事務局長

〔会議の概要〕

1 議事

- (1) 諸報告
 - ア 会務報告について
 - イ 慶弔報告について
- (2) 議案審議

- ア 会長提出議案第5号 令和7年度群馬県市議会議長会予算
- イ 都県提出議案について
- ウ 各市提出議題について
- (3) 令和7年度役員市について
- (4) 次期定期総会について

2 その他

×

×

◇ 全国競輪主催地議会議長会関東甲信越静岡部会役員会

期 日 1月15日(水)

場 所 ホテルラシーネ新前橋(前橋市)

出席者 笠原議長、高橋事務局長

〔会議の概要〕

1 会議

- (1) 会務報告
- (2) 「競輪事業のさらなる改革を求める陳情」及び「地方公共団体金融機構納付制度に関する陳情」の活動報告について
- (3) その他

ロビ一

会 派 結 成

◇ 2月28日現在の会派構成は次のとおり。

前橋高志会（13人）

幹 事 長	小曾根 英 明			
副 幹 事 長	藤 江 彰			
政策審議会長	金 井 清 一			
会 員	近 藤 登	富 田 公 隆	新 井 美 加	窪 田 出
	須 賀 博 史	林 倫 史	山 田 秀 明	小 川 真 太 郎
	間 仁 田	吉 田 博 昭		

前橋令明（9人）

幹 事 長	小 渕 一 明			
副 幹 事 長	堤 波 志 芽			
会 長	横 山 勝 彦			
会 員	林 幸 一	市 村 均 光	佐 藤 祥 平	木 部 秀 人
	下 田 一 成	水 野 芳 宣		

日本共産党前橋市議会議員団（4人）

団 長	近 藤 好 枝	
副 団 長	小 林 久 子	
団 員	吉 田 直 弘	吉 原 大 輔

公明党前橋市議会議員団（4人）

幹 事 長	石 塚 武	
副 幹 事 長	高 橋 照 代	
会 員	中 里 武	明 野 康 剛

まえばし市民クラブ（3人）

幹 事 長	角 田 修 一
副 幹 事 長	三 森 和 也
会 員	大 澤 智 之

七星（1人）

中 林 章

なないろ（1人）

入 澤 繭 子

無所属の会（1人）

宮 崎 裕 紀 子

暁鐘（1人）

岸 川 知 己

無所属クラブ（1人）

阿 久 澤 萌

—— 1 ・ 2 月 の 日 誌 ——

月 日	曜日	日 誌
1 月 6 日	月	各派代表者会議 議会運営委員会
1 月 8 日	水	群馬県市議会議長会事務局長会議
1 月 1 4 日	火	各派代表者会議 議会運営委員会 1 月臨時会
1 月 1 5 日	水	群馬県市議会議長会臨時総会 全国競輪主催地議会議長会関東甲信越静部会役員会
2 月 2 5 日	火	初顔合わせ会 初当選議員説明会 各派代表者会議 議会運営協議会
2 月 2 6 日	水	各派代表者会議
2 月 2 7 日	木	各派代表者会議

—— 図 書 室 だ よ り ——

(1 ・ 2 月購入図書)

書 名	著 (編) 者	発 行	備考
瞬時に「言語化できる人」が、うまくいく。	荒木 俊哉	S Bクリエイティブ	
一分で話せー世界のトップが絶賛した大事な ことだけシンプルに伝える技術	伊藤 羊一	S Bクリエイティブ	
「何回説明しても伝わらない」はなぜ起こるの か？-認知科学が教えるコミュニケーションの 本質と解決策	今井 むつみ	日経B P	
議員必携 (第 12 次改訂新版)	全国町村議会議長会 (編)	学陽書房	
図解 よくわかる地方議会のしくみ (改訂版)	武田 正孝	武田 正孝	
マンガでわかる！地方議会のリアル	伊藤 隆志/野村 憲一	学陽書房	
こんなときどうする？Q&A 選挙運動早わかりー 地方議会選挙の手引き (第 7 次改訂版)	全国町村議会議長会 (編)	学陽書房	
公務員が定時で仕事を終わらせる 5 5 のコツ	同前 嘉浩/林 博司	学陽書房	
図解 よくわかる自治体予算のしくみ (改訂版)	定野 司	学陽書房	

議 会 月 報 令和7年1・2月号
編集 前橋市議会事務局議事課調査係
発行 前橋市議会事務局

